十四―第三十条の三十九）
第三十一条の二）
一条の三―第三十一条の三の四）
会（第三十一条の四・第三十一条の四の二）
条の五―第三十二条の四）
第三十三条の二）
三十三条の三―第三十三条の二十四）
変更（第三十三条の二十五・第三十三条の二十六）　に改める。
十四条）
十五条―第三十五条の三）
十五条の四・第三十五条の五）
十五条の六―第三十五条の九）
十五条の十・第三十五条の十一）
第三十九条）　」

第五章中第三十条の三十四の前に次の節名を付する。

第一節　通則

第三十条の三十五の二第一項第一号中ロを削り、ハからヌまでをロからリまでとし、同条第二項中「前項第一号チ」を「前項第一号ト」に改め、同条を第三十条の三十五の三とし、第三十条の三十五の次に次の一条を加える。

（法第四十二条の二第一項第四号ロの厚生労働省令で定める基準）

第三十条の三十五の二　法第四十二条の二第一項第四号ロに規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該医療法人の開設する病院の所在地の都道府県及び当該医療法人の開設する診療所の所在地の都道府県（当該病院の所在地の都道府県が法第三十条の四第一項の規定により定める医療計画（以下この号及び次号において「医療計画」という。）において定める同条第二項第十二号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県をいう。）が、それぞれの医療計画において、当該病院及び診療所の所在地を含む地域における医療提供体制に関する事項を定めていること。

二　当該医療法人の開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設が、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む区域（当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。）及び当該区域に隣接した市町村（特別区を含む。）であつて当該都道府県以外の都道府県内にあるもの（第四号において「隣接市町村」という。）に所在すること。

三　当該医療法人の開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設が相互に近接していること。

四　当該医療法人の開設する病院が、その施設、設備、病床数その他の医療を提供する体制に照らして、当該医療法人の開設する診療所（隣接市町村に所在するものに限る。）における医療の提供について基幹的な役割を担つていること。

第三十条の三十六の次に次の八条を加える。

（法第四十二条の三第一項の厚生労働省令で定める事由）

第三十条の三十六の二　法第四十二条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事由は、天災、人口の著しい減少その他の法第四十二条の二第一項第五号ハに掲げる要件を欠くに至つたことにつき当該医療法人の責めに帰することができないやむを得ない事情があると都道府県知事が認めるものとする。

（実施計画の様式）

第三十条の三十六の三　法第四十二条の三第一項に規定する実施計画の提出は、別記様式第一の三により行うものとする。

（令第五条の五の二第一項第四号の厚生労働省令で定める事項）

第三十条の三十六の四　令第五条の五の二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十二条の二第一項に規定する収益業務に関する事項とする。

（令第五条の五の二第二項の厚生労働省令で定める事項）

第三十条の三十六の五　令第五条の五の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　当該医療法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

二　法第四十二条の二第一項の認定の取消しの理由

（令第五条の五の二第二項の厚生労働省令で定める書類）

第三十条の三十六の六　令第五条の五の二第二項に規定する厚生労働省令で定める書類は、定款又は寄附行為の写しとする。

（令第五条の五の三第三号の厚生労働省令で定める要件）

第三十条の三十六の七　令第五条の五の三第三号に規定する厚生労働省令で定める要件は、令第五条の五の二第一項第三号の実施期間（次条第二項において単に「実施期間」という。）が十二年（当該医療法人の開設する、救急医療等確保事業（法第四十二条の二第一項第四号に規定する救急医療等確保事業をいう。以下同じ。）に係る業務を実施する病院又は診療所の所在地を含む区域（当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。）における救急医療等確保事業の実施主体が著しく不足している場合その他特別の事情があると都道府県知事が認める場合にあつては、十八年）を超えないものであることとする。

（実施計画の変更）

第三十条の三十六の八　令第五条の五の四第一項本文の規定による実施計画の変更の認定の申請をしようとする者は、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書に変更後の実施計画を添えて、これらを都道府県知事に提出しなければならない。

2　令第五条の五の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める軽微な変更は、当初の実施期間からの一年以内の変更とする。

（実施計画の実施状況を記載した書類等の提出）

第三十条の三十六の九　令第五条の五の五第一項及び第二項の規定による実施計画の実施状況を記載した書類等の提出は、別記様式第一の四により行うものとする。

2　令第五条の五の五第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は、法第四十二条の二第一項第一号から第六号まで（第五号ハを除く。）の要件に該当する旨を説明する書類とする。

第三十一条中「所在地を管轄する」を「所在地の」に改め、「以下」の下に「単に」を加え、同条の前に次の節名を付する。

第二節　設立

第三十一条の三から第三十二条の二までを削る。